

## 法人役員等の報酬に関する規程

社会福祉法人 梅田福祉会  
規 則 第 5 号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人梅田福祉会の理事長、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下役員等という）に報酬を支給する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 役員等については報酬を支給することができる。ただし、財政状況によっては、支給しない場合もある。

(報酬支給の対象となる役員の職務)

第3条 役員報酬を支給することのできる役員の職務は、次のとおりとする。

- 1 理事長にあつては、次の専決決裁事項に係る職務とする。
  - (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免に関すること。
  - (2) 職員の労務管理・福利厚生に関すること。
  - (3) 債権の免除のうち、処分が法人に有利であると認められるもの。その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。
  - (4) 設備資金の借入に係る契約で予算の範囲以内のもの。
  - (5) 建設工事請負、物品納入等の契約で1件の取引額が250万円未満のもの。
  - (6) 基本財産以外の固定資産及び物品の取得及び改良するための支出及び処分。
  - (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えない物品の売却又は破棄。
  - (8) 予算「大区分」の流用、予算上の支出に関すること。
  - (9) 入所者・利用者の処遇に関すること。
  - (10) 寄附金の受け入れに関すること。
  - (11) 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること。
  - (12) 施設長の職務専念義務の免除、服務に関すること。
  - (13) 決済事務に関すること。
  - (14) 理事会又は評議員会の定例会、臨時会、評議員選任・解任委員会等の招集を行うこと。
  - (15) 法人及び施設の渉外に関すること。
  - (16) 法人職員の採用に関すること。
  - (17) 施設運営の日常業務に関すること。
  - (18) 非常災害協力会に関すること。
  - (19) 視察、見学、慰問、ボランティア訪問に関すること。
  - (20) 運営に関する会議への出席。
  - (21) その他法人の業務に関して重要と認められる事項。

- 2 理事にあつては、次の議決事項に係る職務とする。
  - (1) 事業計画及び予算に関すること。
  - (2) 予算外のあらたな義務の負担又は権利の放棄に関すること。
  - (3) 事業計画及び決算に関すること。
  - (4) 定款変更に関すること。
  - (5) 社会福祉施設の許認可等関係に関すること。
  - (6) 施設長の任免その他重要な人事に関すること。
  - (7) 基本財産の処分、担保提供等
  - (8) 金銭の借入に関すること。
  - (9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更に関すること。
  - (10) 施設の運営に関する規則の制定及び変更に関すること。
  - (11) 施設用財産に関する契約その他主要の契約に関すること。
  - (12) 寄附金の募集に関する事項に関すること。
  - (13) 合併、解散又は解散した場合における残余財産の帰属者の選定。
  - (14) その他法人の業務に関する重要事項に関すること。
- 3 監事にあつては、次の監査実施等に係る職務とする。
  - (1) 決算監査に関すること。
  - (2) 法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に実施する監査。
  - (3) 理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況について実施する監査。
  - (4) 毎年定期的に監査報告を作成し、理事会及び群馬県知事に報告すること。
- 4 評議員にあつては、次の審議事項に係る職務とする。
  - (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分
  - (8) 社会福祉充実計画の承認
  - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 5 評議員選任・解任委員にあつては、次の審議事項に係る職務とする。
  - (1) 評議員選任・解任委員会の審議に係ること。

〈役員報酬の額〉

第4条 役員報酬は1日につき10,000円とする。ただし財源により調整して支給することができる。

2 理事長及び役員については、評議員会の決議に基づき固定の報酬を支給することができる。報酬の額は年俸制とし、評議員会にて定める。

3 年俸報酬は法人の経営状況により評議員会の決議を経て変動する。報酬額に変動無き場合及び法人の経営状況等により、自主的に報酬額を減額、支給停止、もしくは

は返納する場合は評議員会の決議を要さない。

4 役員の報酬については、内閣府令で定められる民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該法人の経理の状況、その他の事情を考慮して不当に高額なものにならないこととすることから、国税庁実施の民間給与実態統計調査における役員平均年収額を参考とする。

(役員報酬の支給対象時間)

第5条 役員報酬は、決裁、議決、監査又は審議に要した時間が1日につき1時間を越えた場合に限り支給するものとする。

2 年俸報酬の支給対象期間は、支給が決定された月より支給され、任期終了までとする。任期が更新され、職責を継続する場合は対象期間も同様に延長される。

(役員報酬の併給の禁止)

第6条 役員報酬の支給対象となる職務を行った場合、その職務につき他の役員としても報酬が支給されるときは、一の役員報酬のみ支給する。

2 職員として給与を支給されている役員又は職員が役員報酬の支給対象となる職務を行っても役員報酬は支給しない。

(報酬の支給日及び支給方法)

第7条 役員が職務を行った時、当日に現金にて支払う。

2 年俸報酬は職員の給与支給日と同様とし、現金又は振込にて支払う。

付 則

この規定は、平成16年4月1日から施行する

平成29年3月15日一部改正

令和元年6月21日一部改正